

岩手県告示第320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成29年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏 名	診療科名	勤務先	所在地	指定年月日
岩城 相光	整形外科	奥州市立総合水沢病院	奥州市	平成29年3月21日
大久保 仁	内科	岩手県済生会岩泉病院	下閉伊郡岩泉町	〃
館道 芳徳	〃	八幡平市国民健康保険西根病院	八幡平市	〃
小山田 紘	眼科	岩手県立二戸病院	二戸市	〃
山下 あさひ	〃	岩手県立中部病院	北上市	〃
齋藤 良輔	整形外科	齋藤整形外科クリニック	花巻市	〃
七海 敏之	内科	雫石町立雫石診療所	岩手郡雫石町	〃